

インボイス対策セミナー

～適格請求書発行事業者の登録申請が始まります

(目 次)

1. 適格請求書等保存方式とは	p.2
2. 区分記載請求書の適用期間、記載事項について	p.3
3. 適格請求書の適用開始時期、記載事項、記載の留意点	p.3～p.5
4. 適格請求書発行事業者の義務等	p.6
5. 仕入税額控除の要件	p.7
6. 税額計算の方法等	p.8
7. 適格請求書発行事業者の登録申請手続等	p.9～p.15

(ご参考)

国税庁ホームページのインボイス制度特設サイト
〔申請手続〕関連ページ

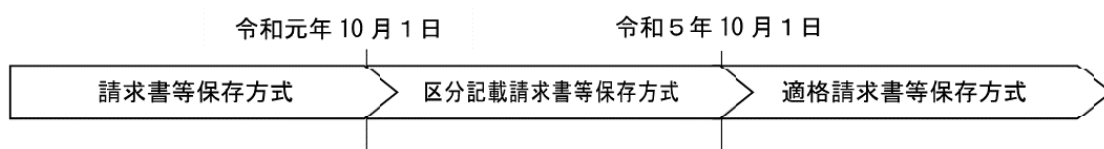


1. 適格請求書等保存方式とは

適格請求書等保存方式とは、複数税率に対応したものとして開始される仕入れ税額控除の方式です。

消費税仕入れ税額控除の要件として、現行では区分記載請求書等保存方式がとられていますが、令和5年10月1日以後、区分記載請求書等保存方式にかえて適格請求書発行事業者から交付を受けた適格請求書の保存が必要になります。

《仕入れ税額控除の方式》



適格請求書には、区分記載請求書の記載事項に加え、「適格請求書発行事業者登録番号」・「適用税率及び税率ごとに区分して合計した消費税額等」を記載する必要があります。

適格請求書発行事業者は、取引の相手方である課税事業者から求められた場合、適格請求書の交付及び写しの保存が義務付けられます。

適格請求書保存方式の下では、一定の事項が記載された帳簿及び請求書等の保存が仕入れ税額控除の要件となります。

※ 適格請求書等保存方式導入後6年間は、免税事業者などからの課税仕入について、仕入れ税額相当額の一定割合を仕入れ税額とみなして控除できる経過措置が設けられています。

経過措置を適用できる期間等は、次のとおりです。

期 間	割 合
令和5年10月1日から令和8年9月30日まで	仕入れ税額相当額の80%
令和8年10月1日から令和11年9月30日まで	仕入れ税額相当額の50%

この経過措置の適用を受けるためには、区分記載請求書等保存方式の記載事項に加え、例えば「80%控除対象」など経過措置の適用を受ける課税仕入である旨の記載をした帳簿と区分記載請求書等と同様の記載事項が記載された請求書等が必要となります。

2. 区分記載請求書の適用期間、記載事項

区分記載請求書等保存方式が適用される期間は、令和元年10月1日から令和5年9月30日までです。

この間、軽減税率対象品目の売上や仕入、経費の支払いがある事業者の方は、区分記載請求書等の交付や記帳などの経理(区分経理)を行う必要があります。

課税事業者が仕入税額控除の適用を受けるためには、区分経理に対応した帳簿及び区分記載請求書等の保存が必要です。

区分記載請求書に記載事項は、次の①～⑤です。

- ① 書類の作成者の氏名又は名称
- ② 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容（課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨）
- ④ 税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額（税込価格）
- ⑤ 書類の交付を受ける当該事業者の氏名又は名称

3. 適格請求書の適用開始時期、記載事項、記載の留意点

適格請求書保存方式の開始時期は、令和5年10月1日からです。

適格請求書とは、次の①～⑥の事項が記載された書類を言います。

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容（課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨）
- ④ 課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等（消費税額及び地方消費税額に相当する金額の合計額）
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

※ 不特定多数の者に対して販売等を行う小売業・飲食業・タクシー業などに係る取引については、適格請求書に代えて「適格簡易請求書」を交付することができます。適格簡易請求書の場合④は、税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜又は税込) ⑤は税率ごとに区分した消費税額等又は適用税率 ⑥は省略で可

記載の留意点

- (イ) 適格請求書の様式は、法令等で定められていません。適格請求書として必要な事項が記載された書類（請求書、納品書、領収書、レシート等）であればその名称を問わず適格請求書に該当します。
- (ロ) 適格請求書に記載する名称は、例えば電話番号を記載するなどし、適格請求書を発行する事業者を特定することができる場合、屋号や省略した名称などの記載でも差し支えありません。
- (ハ) 適格請求書には、適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号の記載が必要ですが、名称に代えて、登録番号と紐づけて管理されている取引先コード表などを適格請求書発行事業者と相手先の間で共有しており、買い手においても取引先コード表などから登録番号が確認できる場合には、取引先コードの表示により「適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び取引番号」の記載があると認められます。
- (ニ) 適格請求書記載事項の“⑤税率ごとに区分した消費税額等”の端数処理は、一の適格請求書につき、税率ごとに1回ずつとなります。
一の適格請求書に記載されている個々の商品ごとに消費税額等を計算し、1円未満の端数処理を行い、その合計額を消費税額等として記載することは認められません。
1円未満の端数処理は、「切り上げ」「切り捨て」「四捨五入」など任意の方法で行うことができます。
- (ホ) 一の適格請求書において、税抜価額を記載した商品と税込価額を記載した商品が混在するような場合、いずれかに統一して「課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した額」を記載するとともに、これに基づいて「税率ごとに区分した消費税額等」を算出して記載する必要があります。
- (ヘ) すべての取引が標準税率（軽減税率）の対象品目であった場合は
 - (A) すべての標準税率の対象品目であった場合
軽減税率対象の資産の譲渡である旨の記載や、8%対象0円等の記載は要しませんが、適格請求書の記載事項として、税率ごとに合計した対価の額（税抜又は税込）及び適用税率、税率ごとに区分して合計した対価の額の記載が必要となります。
 - (B) すべての軽減税率の対象品目であった場合
10%対象0円等の記載は要しませんが、適格請求書の記載事項として、税率ごとに合計した対価の額（税抜又は税込）及び適用税率、税率ごとに区分して合計した対価の額の記載が必要となります。適格簡易請求書の場合は、消費税額等又は適用税率のいずれかが記載されていればよいこととなります。（両方記載することも可能）

- (ト) 適格請求書とは、一定の事項が記載された請求書・納品書等これらに類するものをいいますが、一つの書類のみですべてを満たす必要はなく、請求書+納品書のように交付された複数の書類相互の関連が明確であり、適格請求書の交付対象となる取引内容を正確に認識できる方法で交付されていれば、これら複数の書類に記載された事項により適格請求書の記載要件を満たすことができます。

このため、納品書に商品名等の「③課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容（課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨）」、「④課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額及び適用税率」の記載を追加するとともに、「登録番号」を請求書に記載した場合には、納品書と請求書をあわせて適格請求書の記載事項を満たすこととなります。

この場合、納品書に「税率ごとに区分した消費税等」を記載するため、納品書につき、税率ごとに1回の端数処理を行うこととなります。

- (フ) 事務所の賃貸借のように、通常、契約書に基づき代金決済が行われ、取引の都度請求書や領収書が交付されない取引であっても、仕入税額控除を受けるためには、原則として適格請求書の保存が必要です。

この点適格請求書は、一定期間の取引をまとめて交付することもできますので相手方（貸主）から一定期間の賃借料についての適格請求書の交付を受け、それを保存することによる対応も可能です。

なお、適格請求書として必要な記載事項は、一の書類だけですべてが記載されている必要はなく、複数の書類で記載事項を満たせば、それらの書類全体で適格請求書の記載事項を満たすこととなりますので、適格請求書の記載事項一部（例えば課税資産の譲渡等の年月日以外の事項）が記載された契約書とともに、賃借料が口座振替の場合は口座引き落としが記載された通帳・賃借料が口座振り込みの場合は銀行が発行する振込金受取書（課税資産の譲渡等の年月日の事実を示すもの）を保存することにより、請求書等の保存があるものとして、仕入税額控除の要件を満たすこととなります。

4. 適格請求書発行事業者の義務等

適格請求書発行事業者には、原則として以下の義務が課されます。

適格請求書発行事業者は、国内において課税資産の譲渡等を行った場合に、取引の相手方（課税事業者）からの求めに応じて、適格請求書（又は簡易適格請求書）を交付しなければなりません。

返品や値引きなど、売上にかかる対価の返還等を行う場合に、適格返還請求書を交付し、交付した適格請求書に誤りがあった場合に、修正した適格請求書を交付する必要があります。

交付した適格請求書の写しを交付した日の属する課税期間の末日の翌日から 2 月を経過した日から 7 年間保存しなければなりません。

※ 適格請求書発行事業者が偽りの記載をした適格請求書を交付することは、法律によって法律によって禁止されています。

適格請求書発行事業者が行う事業の性質上、適格請求書を交付することが困難な以下の取引については、適格請求書の交付義務が免除されます。

- ① 3 万円未満の公共交通機関（船舶、バス又は鉄道）による旅客の運送
- ② 出荷者等が卸売市場において行う生鮮食料品等の販売（出荷者から委託を受けた受託者が卸売りの業務として行うものに限り）
- ③ 生産者が農業協同組合、漁業協同組合又は森林組合等に委託して行う農林水産物の販売（無条件委託方式かつ共同計算方式により生産者を特定せずに行うものに限り）
- ④ 3 万円未満の自動販売機及び自動サービス機により行われる商品の販売等
- ⑤ 郵便切手類のみを対価とする郵便・貨物サービス（郵便ポストに差し出されたものに限り）

※ 適格請求書の交付義務が免除される公共交通機関特例の対象となるのは、1 回の取引の税込価額が 3 万円未満かどうかで判定します。したがって、切符 1 枚ごとの金額や月まとめ等の金額で判定することにはなりません。

※ 適格請求書の交付義務が免除される自動販売機特例の対象となる自動販売機や自動サービス機とは、代金の受領と資産の譲渡等が自動で行われる機械装置であって、その機械装置のみで、代金の受領と資産の譲渡等が完結するものをいいます。

したがって、例えば自動販売機による飲食料品の販売の他、コインロッカーやコインランドリー等によるサービス、金融機関の ATM による手数料を対価とする入出金サービスや振込サービスのように機械装置のみにより代金の受領と資産の譲渡等が完結するものが該当することとなります。

5. 仕入税額控除の要件

適格請求書等保存方式の下では、一定の事項が記載された帳簿及び請求書等の保存が仕入税額控除の要件となります。

保存すべき請求書等は、次の書類等です。

- ① 適格請求書又は適格簡易請求書
- ② 適格請求書の記載事項が記載された仕入明細書、仕入計算書その他これらに類する書類（課税仕入れの相手方の確認を受けたものに限ります）
- ③ 卸売市場において委託を受けて卸売りの業務として行われる生鮮食品等の譲渡及び農業協同組合等が委託を受けて行う農林水産物の譲渡について、受託者から交付を受ける一定の書類
- ④ ①～③の書類に係る電磁的記録

適格請求書等の請求書等の交付を受けることが困難な以下の取引については、帳簿の保存のみで仕入税額控除が認められます。

- (イ) 適格請求書の交付義務が免除される 3 万円未満の公共交通機関（船舶、バス又は鉄道）による旅客の運送、3 万円未満の自動販売機及び自動サービス機により行われる商品の販売等、郵便切手類のみを対価とする郵便・貨物サービス（郵便ポストに差し出されたものに限ります）
(4.適格請求書発行事業者の義務等の①・④・⑤に記載されている取引)
- (ロ) 適格簡易請求書の記載事項（取引年月日を除きます。）を満たす入場券が使用の際に回収される取引（上記(イ)に掲げる取引を除きます）
(例) コンサートチケット
- (ハ) 古物営業・質屋・宅地建物取引業を営む者の適格請求書発行事業者で無い者からの古物・質物・建物（当該事業者の棚卸資産に該当する場合に限ります）の購入
(例) 中古自動車販売業の一般消費者からの中古自動車(棚卸資産)の買取
- (ニ) 適格請求書発行事業者でない者からの再生資源及び再生部品（購入者の棚卸資産に該当する場合に限ります）の購入
- (ホ) 従業員等に支給する出張旅費・宿泊費・日当等のうち、その旅行に通常必要であると認められる部分の金額、通勤手当のうち、通勤に通常必要と認められる部分の金額

6. 税額計算の方法等

令和 5 年 10 月 1 日以降の具体的な消費税額の計算については、次の通りとなります。

① 売上税額

(イ) 原則：割戻計算

税率ごとに区分した課税期間中の課税資産の譲渡等の税込価額の合計額に、108 分の 100 又は 110 分の 100 をかけて税率ごとの課税標準額を算出し、それぞれの税率（6.24%又は 7.8%）をかけて売上税額を算出します。

(ロ) 特例：積み上げ計算

相手方に交付した適格請求書又は適格簡易請求書の写しを保存している場合には、これらの書類に記載した消費税額等の合計額に 100 分の 78 をかけて算出した金額を売上税額とすることができます。

なお、売上税額を積み上げ計算した場合、仕入税額も積み上げ計算しなければなりません。

② 仕入税額

(イ) 原則：積み上げ計算

相手方から交付を受けた適格請求書又は適格簡易請求書に記載されている消費税額等のうち、課税仕入れにかかる部分の金額の合計額に 100 分の 78 をかけて仕入税額を計算します。

(ロ) 特例：割戻計算

税率ごとに区分した課税期間中の課税仕入れにかかる支払い対価の額の合計額に、108 分の 6.24 又は 110 分の 7.8 をかけて算出した金額を仕入税額とすることができます。

なお、割戻計算により仕入税額を計算できるのは、売上税額を割戻計算している場合に限られます。

(参考) 売上税額と仕入税額の計算方法

売上税額	仕入税額
<p>【割戻し計算】（原則） 売上税額は、税率の異なるごとに区分した課税標準である金額の合計額にそれぞれ税率を掛けて計算します。</p>	<p>【積み上げ計算】（原則） 仕入税額は、原則として適格請求書等に記載された消費税額等を積み上げて計算します。</p>
<p>この方法を採用する場合、仕入税額は積み上げ計算（原則）又は割戻し計算（特例）のいずれかを選択することができます。</p>	<p>【割戻し計算】（特例） 課税期間中に国内において行った課税仕入れに係る支払対価の額を税率の異なるごとに区分した金額の合計額にそれぞれの税率に基づき割り戻し、仕入税額を計算することもできます。</p>
<p>【積み上げ計算】（特例） 相手方に交付した適格請求書の写しを保存している場合（適格請求書に係る電磁的記録を保存している場合を含みます。）には、これらの書類に記載した消費税額等を積み上げて売上税額を計算することができます。</p>	<p>【積み上げ計算】（原則） 仕入税額は、原則として適格請求書等に記載された消費税額等を積み上げて計算します。</p>
	<p>売上税額の計算において「積み上げ計算」を選択した場合、仕入税額の計算では「割戻し計算」を適用することはできません。</p>

7. 適格請求書発行事業者の登録申請手続き等

① 登録手続

適格請求書発行事業者になる(＝登録を受ける)には、納税地を所轄する税務署長に「適格請求書発行事業者の登録申請書」を提出する必要があります。

登録を受けることができるのは、課税事業者に限られます。

登録申請書は、令和3年10月1日から提出することができます。

登録申請書は、e-Taxを利用して提出、又は郵送により提出することができます。

※ 管轄税務署が北海道内の事業者が、インボイス制度に関する申請書等を書面により提出する場合は、次の住所に送付してください。

名称	郵便番号	送付先	電話番号
札幌国税局 インボイス登録センター	063-8540	札幌市西区発寒4条1丁目7番1号	011-555-3352

(注1) 書面の申請書等を、センターへ直接持ち込む事はできません。

(注2) 所轄税務署の窓口及び時間外収受箱へ提出することも可能ですが、センターへの郵送にご協力願います。

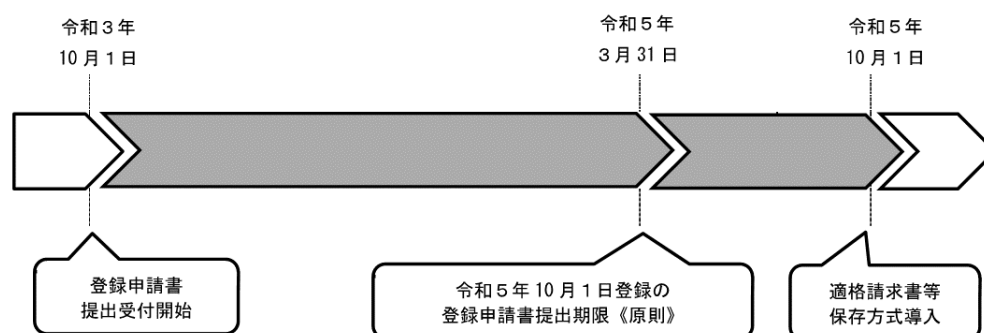
登録申請書の提出を受けた税務署長は、登録拒否要件に該当しない場合には、適格請求書発行事業者登録簿に法定事項を登載して登録を行い、登録を受けた事業者に対して、その旨を通知することとされています。

適格請求書発行事業者の情報は、国税庁ホームページ「適格請求書発行事業者公表サイト」において公表されます。

適格請求書等保存方式が導入される令和5年10月1日から登録を受けようとする事業者は、令和5年3月31日までに納税地を所轄する税務署長に登録申請書を提出する必要があります。

免税事業者が登録を受けるためには、原則として消費税課税事業者届出書を提出し、課税事業者となる必要がありますが、登録日が令和5年10月1日の属する課税期間中である場合は、消費税課税事業者選択届出書の提出をしなくても登録を受けることができます。

《登録申請のスケジュール》



※ 令和5年3月31日までに登録申請書を提出できなかったことにつき困難な事情がある場合に、令和5年9月30日までの間に登録申請書にその困難な事情を記載して提出し、税務署長により適格請求書発行事業者の登録を受けたときは、令和5年10月1日に登録を受けたこととみなされます。なお、「困難な事情」については、その困難の度合いは問いません。

② 免税事業者が令和5年10月1日の属する課税期間中に登録を受ける場合

免税事業者が令和5年10月1日の属する課税期間中に登録を受けた場合には、登録日（令和5年10月1日より前に登録の通知を受けた場合であっても、登録の効力は登録日である令和5年10月1日から生じることになります。）から課税事業者となる経過措置が設けられています。

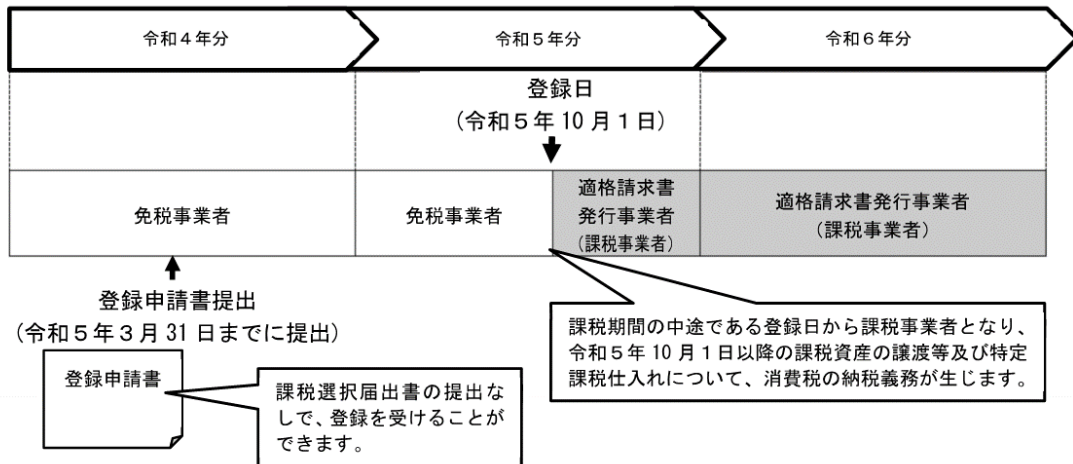
この経過措置の適用を受ける場合には、登録日から課税事業者となり、登録を受けるにあたり、消費税課税事業者選択届出書の提出は必要ありません。

経過措置の適用を受けて適格請求書発行事業者の登録を受けた場合、登録日から課税事業者となり、基準期間の課税売上高に関わらず、登録日から課税期間の末日までの期間について、消費税の申告が必要となります。

課税事業者として消費税の確定申告が必要となる期間（個人事業者の場合）

《免税事業者に係る登録の経過措置》

(例) 免税事業者である個人事業者が令和5年10月1日に登録を受けるため、令和5年3月31日までに登録申請書を提出し、令和5年10月1日に登録を受けた場合



(注) この経過措置の適用を受けない課税期間に登録を受ける場合については、原則通り消費税課税事業者選択届出書の提出をして課税事業者となる必要があります。

※ 適格請求書発行事業者は、基準期間における課税売上高が1,000万円以下になっても免税事業者となりません。

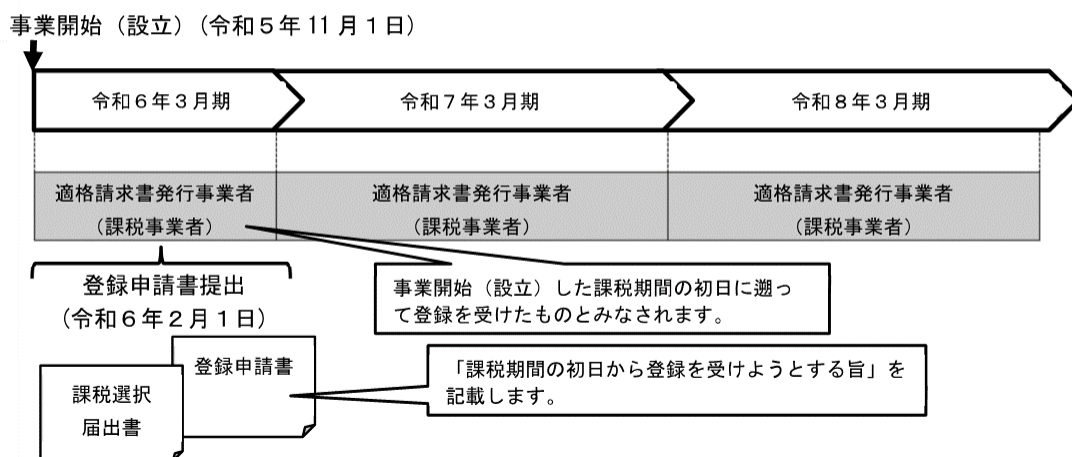
③ 新設法人等の登録時期の特例

免税事業者である新設法人が事業開始（設立）時から、適格請求書発行事業者の登録を受けるためには、設立後、その課税期間の末日までに、消費税課税事業者選択届出書と登録申請書をあわせて提出する必要があります。

なお、課税事業者である新設法人については、事業を開始した課税期間の末日までに、事業を開始した日の属する課税期間の初日から登録を受けようとする旨を記載した登録申請書を提出することで、新設法人等の登録時期の特例を受けることができます。

《新設法人等の登録時期の特例》

(例) 令和5年11月1日に法人（3月決算）を設立し、令和6年2月1日に登録申請書と課税選択届出書を併せて提出した免税事業者である新設法人の場合



④ 登録の拒否

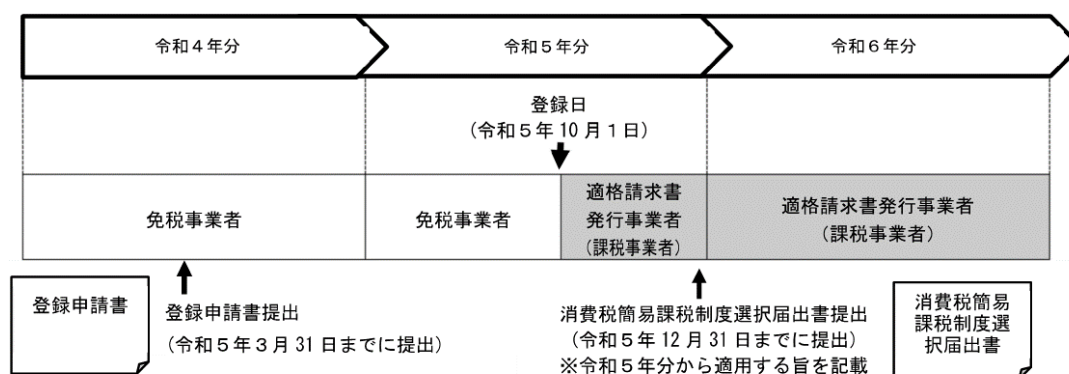
登録を受けようとする事業者が、消費税法の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行が終わり、または執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者でなければ原則として登録を拒否されることはありません。

⑤ 簡易課税制度を選択する場合の手続き等

免税事業者が令和5年10月1日を含む課税期間中に登録を受けた場合の経過措置の適用を受ける場合、この経過措置の適用を受ける事業者が、登録日の属する課税期間中にその課税期間から簡易課税制度の適用を受ける旨を記載した「消費税簡易課税制度選択届出書」を、納税地を所轄する税務署長に提出した場合には、その課税期間の初日の前日に消費税簡易課税制度選択届出書を提出したものとみなされます。

《消費税簡易課税制度選択届出書の提出に係る特例》

(例) 免税事業者である個人事業者が令和5年10月1日から登録を受けた場合で、令和5年分の申告において簡易課税制度の適用を受けるとき



⑥ 登録の任意性

適格請求書を交付できるのは、登録を受けた適格請求書発行事業者に限られますが、適格請求書発行事業者の登録を受けるかどうかは、事業者の任意です。

ただし、登録を受けなければ、適格請求書を交付することができないため、取引先が仕入税額控除を行うことができませんので、それぞれの事業者において登録の必要性を検討しなければなりません。

消費者や、免税事業者など、課税事業者以外の者に対して適格請求書を交付する義務がありませんので、取引相手が消費者のみの場合には、必ずしも適格請求書を交付する必要はない点を踏まえて登録の必要性を検討してください。

適格請求書発行事業者は、基準期間における課税売上高が1,000万円以下になった場合でも免税事業者となりません。

⑦ 登録のとりやめ

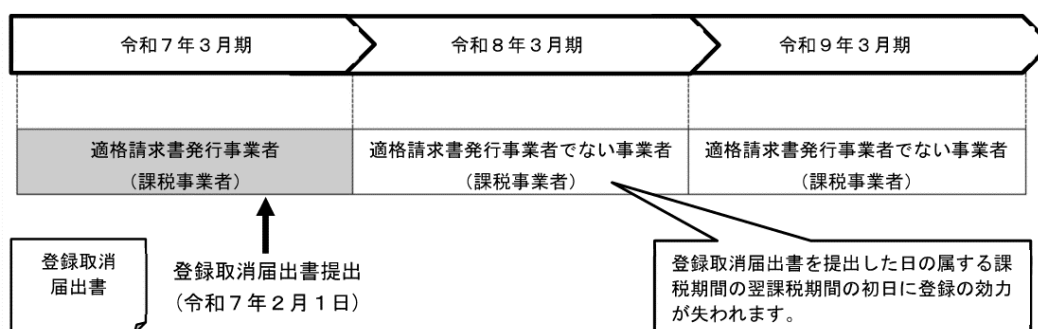
適格請求書発行事業者は、納税地を所轄する税務署長に「適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書」(以下「登録取消届出書」といいます)を提出することにより、適格請求書発行事業者の登録の効力を失わせることができます。

なお、この場合、原則として登録取消届出書の提出があった日の属する課税期間の翌課税期間の初日に登録の効力が失われることとなります。

ただし、登録取消届出書を、その提出のあった日の属する課税期間の末日から起算して 30 日前の日から、その課税期間の末日までの間に提出した場合は、その提出があった日の属する課税期間の翌々課税期間の初日に登録の効力が失われることとなります。

《適格請求書発行事業者の登録の取消届出》

(例 1) 適格請求書発行事業者である法人(3月決算)が令和7年2月1日に登録取消届出書を提出した場合



適格請求書発行事業者の登録申請書

【1/2】

令和 年 月 日 税務署長殿	申 請 者	(フリガナ) 住所又は居所 (法人の場合) 本店又は 主たる事務 所の所在地	(〒 -) (法人の場合のみ公表されます) (電話番号 - -)
		(フリガナ) 納 税 地	(〒 -) (電話番号 - -)
		(フリガナ) 氏名又は名称	◎
		(フリガナ) (法人の場合) 代表者氏名	
		法 人 番 号	

この申請書は、令和三年十月一日から令和五年九月三十日までの間に提出する場合に使用します。

この申請書に記載した次の事項(◎印欄)は、適格請求書発行事業者登録簿に登録されるとともに、国税庁ホームページで公表されます。
 1 申請者の氏名又は名称
 2 法人(人格のない社団等を除く。)にあつては、本店又は主たる事務所の所在地
 なお、上記1及び2のほか、登録番号及び登録年月日が公表されます。
 また、常用漢字等を使用して公表しますので、申請書に記載した文字と公表される文字とが異なる場合があります。

下記のとおり、適格請求書発行事業者としての登録を受けたいので、所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)第5条の規定による改正後の消費税法第57条の2第2項の規定により申請します。
 ※ 当該申請書は、所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則第44条第1項の規定により令和5年9月30日以前に提出するものです。

令和5年3月31日(特定期間の判定により課税事業者となる場合は令和5年6月30日)までにこの申請書を提出した場合は、原則として令和5年10月1日に登録されます。

事 業 者 区 分	この申請書を提出する時点において、該当する事業者の区分に応じ、□にレ印を付けてください。 <input type="checkbox"/> 課税事業者 <input type="checkbox"/> 免税事業者
	※ 次葉「登録要件の確認」欄に記載してください。また、免税事業者に該当する場合には、次葉「免税事業者の確認」欄も記載してください(詳しくは記載要領等をご確認ください。)。

令和5年3月31日(特定期間の判定により課税事業者となる場合は令和5年6月30日)までにこの申請書を提出することができなかったことにつき困難な事情がある場合は、その困難な事情

税 理 士 署 名	(電話番号 - -)
-----------	-------------

※ 税務署処理欄	整理番号	部門番号	申請年月日	年 月 日	通 信 日 付 印 確 認 年 月 日
	入 力 処 理	年 月 日	番号 確 認	身元 確 認 <input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済	確 認 書 類 個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他()
	登 録 番 号	T			

- 注意 1 記載要領等に留意の上、記載してください。
 2 税務署処理欄は、記載しないでください。
 3 この申請書を提出するときは、「適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉)」を併せて提出してください。

インボイス制度

国内事業者用

適格請求書発行事業者の登録申請書（次葉）

【2/2】

	氏名又は名称				
免 税 事 業 者 の 確 認	該当する事業者の区分に応じ、□にレ印を付し記載してください。				
	<input type="checkbox"/> 令和5年10月1日の属する課税期間中に登録を受け、所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第44条第4項の規定の適用を受けようとする事業者 ※ 登録開始日から納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなります。				
	個 人 番 号				
	事 業 内 容 等	生年月日（個人）又は設立年月日（法人）	1 明治・2 大正・3 昭和・4 平成・5 令和 年 月 日	法人 のみ 記載	事 業 年 度 自 月 日 至 月 日 資 本 金 円
	確 認	<input type="checkbox"/> 消費税課税事業者（選択）届出書を提出し、納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなる課税期間の初日から登録を受けようとする事業者			課 税 期 間 の 初 日 ※ 令和5年10月1日から令和6年3月31日までの間のいずれかの日 令和 年 月 日
登 録 要 件 の 確 認	課税事業者です。 ※ この申請書を提出する時点において、免税事業者であっても、「免税事業者の確認」欄のいずれかの事業者に該当する場合は、「はい」を選択してください。			<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
	消費税法に違反して罰金以上の刑に処せられたことはありません。（「いいえ」の場合は、次の質問にも答えてください。）			<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
	その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しています。			<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
参 考 事 項					

この申請書は、令和三年十月一日から令和五年九月三十日までの間に提出する場合に使用します。